

役職員等の個人情報に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。)、 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、シャープ健康保険組合(以下「組合」という。)が保有する役職員及びその家族(以下「役職員等」という。)に関する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

(役職員等の定義)

第2条 本規程による役職員とは、組合と直接の雇用関係にある者の他、派遣社員等を含む組合の指揮監督のもと組合の業務に従事している者をいう。

(関連規程等の準用)

第3条 役職員等の個人情報に関する管理等について、本規程に定めがある事項を除き、「個人情報保護管理規程」その他、組合が定めた個人情報に関する定めを準用するものとする。

(特定個人情報)

第4条 個人情報のうち、番号法第2条第5項に定める個人番号(個人番号に対応し当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。)をその内容に含む個人情報を特定個人情報という。

2 特定個人情報は番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また収集においては、番号法第16条に定める本人確認の措置をとる等正確性を確保しなければならない。

3 役職員の退職等により個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、可及的速やかに廃棄又は削除しなければならない。

- 4 特定個人情報の利用目的は、番号法に定める利用範囲において定め、役職員に公表または通知しなければならない。また、当該利用目的を超えて利用してはならない。
- 5 特定個人情報は本人の同意有無にかかわらず番号法第 19 条に定める場合を除き、第三者に提供してはならない。

(利用目的等)

第 5 条 役職員等に関する個人情報及びその利用目的は別表 3 に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 28 年 2 月 16 日より施行する。